

令和6年1月24日

第7回村上市農業委員会会議録

第7回村上市農業委員会総会を令和6年1月24日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	石山章	2番	大野章
3番	菅原隆雄	5番	遠山和孝
6番	遠藤俊樹	7番	斎藤博
8番	稲葉浩之	9番	阿部正一
10番	佐藤昌夫	11番	板垣栄一
12番	船山寛	13番	島田幸男
14番	田村昭一	15番	佐藤裕介
16番	加藤孝平	17番	佐藤健吉
18番	大倉毅	20番	富樫あゆみ

2. 欠席委員は次のとおりである。

4番	高橋大亮	19番	富樫与志栄
----	------	-----	-------

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について
その他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	高橋雄大
事務局 次長	中村宣信
事務局 副参事	小田雄介
事務局 副参事	近藤和久

高橋局長

定刻になりましたので、ただいまから第7回村上市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は2名です。議席番号4番、

高橋大亮委員、議席番号19番、富樫与志栄委員から欠席の報告を受けております。よって、本日の出席委員は18名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立をしております。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶のほうをお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

石山会長

それでは最初に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。恒例により議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、議事録署名委員には議席番号13番、島田委員、議席番号14番、田村委員の二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

最初に、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局より報告を願います。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

1枚めくっていただきまして、1ページ御覧いただきたいと思っております。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。番号1番、申請人〇〇〇〇、土地につきましては1筆、231平米。申請事由としましては、申請地は50年以上耕作しておらず、現在は山林化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、下段、番号2、申請人〇〇〇〇、土地につきましては1筆、1.24平米。申請事由といたしましては、申請地は県道の用地買収の残地であり、30年以上耕作しておらず、現在は宅地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。こちらのほうは、県道と宅地、住宅の間の三角地で、もう周りの住宅と一体化しているような現状でございました。

最後、3、申請人〇〇〇〇、土地につきましては2筆、769平米。申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、〇〇〇〇は原野化し、〇〇〇〇は山林化しております。このため、

農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、位置について説明いたします。次のページ、2ページ御覧いただきたいと思えます。番号1の案件でございます。ちょっと見づらいのですが、図面上段中央にあるのが門前集落でございます。その門前集落の下側を通り、右下方向へ通っているのが県道大栗田村上線でございます。その県道と並行して流れているのが門前川です。図面右下、門前川の脇に太線で囲まれているところが申請地でございます。

続きまして、右側、3ページ御覧いただきたいと思えます。番号2の案件でございます。図面上段右側に瀬波小学校がございます。図面右下には村上中等教育学校がございます。瀬波小学校の脇から図面右下方向に通っているのが国道345号線、瀬波小学校の交差点から図面左下へ通っているのが県道瀬波温泉線になっております。その県道沿いの図面中央に太線で囲まれている小さな三角形が今回の申請地となっております。

続きまして、次のページ、4ページ御覧いただきたいと思えます。図面中央にあるのが鶴渡路集落でございます。今回のこの図面に限り、北が左側になっております。また、縮尺が7,500分の1となっておりますので、ご了承いただきたいと思えます。図面中央にあるのが鶴渡路集落、図面上段左側にある集落が上野集落となっております。図面上段中央から右下方向に通っているのが国道7号です。図面左上の上野集落の下に太線で囲まれているところが申請地の1つ目、917番地でございます。また、図面右上、三面川と記載ありますが、その表記の上に太線で囲まれているのが2つ目の申請地、〇〇〇〇でございます。

報告は以上でございます。

石山会長

ただいまの報告についてご質問等ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

石山会長

特になくありますので、報告は以上といたします。

次に、議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

小田副参事

それでは、5ページを御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、贈与が1件、売買の案件が2件、合わせまして3件でございます。

それでは、番号1番の贈与案件からご説明いたします。番号1番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑4筆、地積合わせまして1,097平米、契約の種別、所有権の移転、贈与でござ

います。こちら譲渡人の方が年齢と病気により耕作を続けることが難しくなっており、娘2人は県外に在住しており、身近に耕作する人がおらず、同じ集落でかわいがってほしいとこの子供、奥さんに贈与をしたいものでございます。

続きまして、番号2番から売買の案件でございます。番号2番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田1筆、地積553平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

ページをめくっていただきまして、6ページ御覧ください。番号3番、譲渡人〇〇〇〇、相続財産管理人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積515平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

場所の説明をいたします。7ページ御覧ください。こちら朝日地区の早稲田集落でございます。ページ中央やや左側に国道7号が走っております。右側には大須戸川が流れております。その大須戸川と国道7号に挟まれまして、太く囲った4か所ございます。こちらが議案第1号、番号1番の位置図でございます。

ページをめくっていただきまして、8ページ御覧ください。こちらと同じく朝日地区でございます。東西に三面川が流れております。三面川の上のほう布部の集落、下側が新屋集落でございます。その新屋集落の下側、ページの右下側になりますけれども、三角に囲んだ場所がございます。こちらが議案第1号、番号2番の位置図になります。

続きまして、右側の9ページでございます。こちら朝日地区でございます。猿沢集落でございます。ページの右側に国道7号が走っております。下段には朝日さくら小学校、猿沢保育園でございます。小学校の左上側に1筆太く囲った場所がございますが、こちらが議案第1号、番号3番の位置図でございます。

以上で場所の説明を終わります。説明しました3件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしく願いいたします。

石山会長

それでは、議案第1号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から説明を願います。

中村次長

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

10ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人〇〇〇〇、土地につきましては1筆、366平米、転用目的は住宅建築敷地、農地区分といたしましては第2種農地、備考としましては、申請者は現在水路を挟んで隣接する場所に住んでいるが、冬場の除雪等を考え、県道に面したところへ新たな住宅の建築を計画していたところ、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は集落内に位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。木造2階建て1棟、建築面積108.09平米でございます。

続きまして、位置について説明いたします。右側、11ページを御覧ください。図面上段中央よりやや左側から左下側に通っているのが県道鶴岡村上線でございます。この鶴岡村上線から右下方向に通っているのが県道小揚猿沢線、この県道と並行して流れているのが長津川でございます。県道小揚猿沢線沿いの図面右下に太線で囲まれているところが申請地でございます。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、調査報告をお願いいたします。

13番、島田委員。

島田幸男委員

13番、島田です。農地法第4条申請の番号1番につきまして、1月9日に現地調査を実施いたしましたので、報告いたします。

当日は、午前9時に朝日支所2階の会議室ですが、そこにおいて農業委員4名、最適化推進委員5名、事務所からは中村次長、朝日支所産業建設課の菅井主査が出席して、事務局より申請内容について説明を受け、その後現地に移動しました。現地では、代理人である〇〇〇〇氏立会いの下、申請内容について確認しました。申請者は現在、県道から申請地の脇を通り、水路を越えた場所に住んでおります。今は、県道から住宅までの除雪を自分でやっておりますが、年々除雪作業が大変になってきたため、県道に面した場所へ住宅の建築を考え、転用申請するものです。申請地は集落内に位置する農地で、隣接する農地はありません。汚水処理等につきましては、道路に上下水道が埋設されていることから、そこへ取付けを計画しております。また、敷地内の雨水排水につきましては、道路側溝へ接続するとのことでありました。以上の結果から、地域としては委員全員で許可すべきものという意見になりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

石山会長

それでは、議案第2号について質疑に入ります。ご意見、ご質問ある方。

(発言する者なし)

石山会長

これもないようでありますので、許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から説明を願います。

中村次長

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明をいたします。

12ページ御覧いただきたいと思います。今月は4件申請ございますが、全て同一箇所の案件となっております。

番号1、貸人〇〇〇〇、借人〇〇〇〇、土地につきましては3筆、3,027平米、転用目的は砂利採取、契約は賃貸借、10アール当たり対価〇〇〇〇円、農地区分は農振農用地にある農地でございます。備考としましては一時転用、利用期間は令和6年3月1日から令和7年5月15日、全体計画としては10,773平米、農地面積も同じでございます。関係者は5名となっております。

続きまして、下段、番号2、貸人〇〇〇〇、借人は番号1と同じでございます。土地につきましては1筆、961平米、転用目的以降は番号1と同じとなっております。

続きまして、右側、13ページ御覧いただきたいと思います。番号3、貸人〇〇〇〇、借人は番号1と同じでございます。土地につきましては2筆、2,914平米、転用目的以降は省略させていただきます。

下段、番号4、貸人〇〇〇〇、借人は番号1と同じでございます。土地につきましては1筆、3,871平米で、転用目的以降は同じでございますので、省略させていただきます。

続きまして、位置について説明いたします。次のページ、14ページ御覧いただきたいと思えます。図面中央に中新保の集落がございます。図面上段右側から左下方向に通っているのが県道鶴岡村上線でございます。図面左下、県道沿いに太線で囲まれている7筆が今回の申請地となっております。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、転用に係る現地調査を実施していただいておりますので、現地調査の報告をお願いいたします。

14番、田村委員。

田村昭一委員

14番の田村です。議案第3号、農地法第5条許可申請について、朝日地域農地転用現地調査の報告をいたします。

農地法第5条申請の番号1番から4番につきまして、議案第2号の4条申請の現地調査に引き続き調査をしましたので、報告いたします。朝日地域現地調査は、1月9日の午前9時から朝日支所2階会議室において、農業委員、推進委員合わせて9名、農業委員会より1名、朝日支所産業建設課より1名により、農地法第5条許可申請について協議を行いました。その後、車で現地に移動し、現地では申請者である〇〇〇〇氏の立会いの下、申請内容について確認しました。申請箇所は、県道鶴岡村上線の脇の村上市中新保地内にあります。県道下の農道に沿って長辺があり、短辺は村上市堀野集落入り口市道に接しています。申請は一時転用で、工期の令和6年3月1日から令和7年5月31日は1年6か月以内の基準内であり、掘削深さも6.5メートルは10メートル以下で基準内にあります。防火保安施設構造図に明記してありました申請箇所との境に立入禁止柵を設け、道路汚れ防止の洗車場を設置し、安全看板の設置等を行い、第三者に対して注意を促しています。乗り入れは、県道より直接設置するとともに、堀野集落入り口から15メートル離し、堀野集落の通行に支障のないように計画されています。運搬路は、最大限一方通行になるように計画されています。申請者は、令和3年12月の定例会において、今回の申請地と同じ中新保地内での砂利採取の転用許可を受けており、その際に特に農家から苦情もなく施工されたことから、今回の場所においても適正に進められるものと判断いたしました。以上、現地調査の結果から、朝日地域としては参加委員全員で許可すべきものという意見になりました。ご審議をよろしくお願いいたします。

石山会長

それでは、議案第3号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

では、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

小田副参事

それでは、15ページを御覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は、使用貸借が1件、賃貸借の設定が37件、売買の案件が2件でございます。その後、中間管理機構案件のご説明をさせていただきます。

それでは、番号1番からでございます。番号1番、貸人〇〇〇〇、借人〇〇〇〇、地目、田1筆、地積263平米、期間が12年間、新規で、改良区費は借人負担でございます。1番のみが使用貸借の案件でございます。

番号2番からが賃貸借の案件でございます。番号2番、貸人〇〇〇〇、借人〇〇〇〇、地目、田3筆、地積3,647平米、賃借権の設定で、期間は5年間、賃借料は10アール当たり〇〇〇〇円、新規の設定で、改良区費は貸人負担でございます。

以降、24ページの番号38番までが賃借権の設定の案件でございます。

それでは、24ページの番号39番を御覧ください。こちらから売買の案件でございます。番号39番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田1筆、3,787平米、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号40番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田10筆、地積合わせまして12,042平米、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

場所の説明をいたします。27ページになります。ページ左側が岩船地区八日市地内でございます。ページの右上側が新飯田集落でございます。ページ右下側に百川と関根川が流れておりまして、合流地点左側に太く囲った箇所がございます。こちらが議案第4号、番号39番の位置図でございます。

ページをめくっていただきまして、28ページ御覧ください。こちらちょっと資料を縦にして御覧いただければと思います。左側に西興屋の集落ございまして、右側が古渡路集落でございます。ページ下側に県道高根村上線が走っておりまして、その道路沿いに1筆ございます。その他、西興屋集落の周りにそれぞれ太く囲った場所がございます。こちら議案第4号、番号40番の位置図になります。

続いて、中間管理機構のご説明をさせていただきます。

近藤副参事

続きまして、29ページ御覧ください。ここから農地中間管理事業による要点の説明でございます。集積と配分を連続した番号で表示しておりますので、よろしく申し上げます。今回は、賃貸借8件となります。

それでは、番号41番、貸人〇〇〇〇、借人公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積951平米ほか2筆、計3,966平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が3年間、借賃が10アール当たり〇〇〇〇円、改良区費は借人負担でございます。

続いて、番号42番、貸人公益社団法人新潟県農林公社、借人〇〇〇〇、内容については番号41番と同様でございます。

ここから30ページ、番号48番までが農地中間管理事業による賃借権の案件になります。

以上、全て農業経営基盤強化推進法第18条の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは最初に、議案番号9番、10番につき審議いたします。

議席番号11番、板垣委員、議事に参与できませんので、退席をお願いします。

(11番 板垣栄一君退席)

石山会長

それでは、議案番号9番、10番につき審議いたします。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

特にないようでありますので、承認することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、番号9番、10番については承認することに決定いたしました。

(11番 板垣栄一君着席)

石山会長

板垣委員、9番、10番、承認することに決定いたしました。

次に、番号25番から37番までにつき審議いたします。

議席番号16番、加藤委員、議席番号7番、斎藤委員、議事に参与できませんので、退席をお願いします。

(7番 斎藤 博君、16番 加藤孝平君退席)

石山会長

議案番号25番から37番について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

これもしばらくご意見、ご質問ないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号25番から37番、承認することに決定いたしました。

(7番 斎藤 博君、16番 加藤孝平君着席)

石山会長

加藤委員、斎藤委員、議案番号25番から37番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号41番から48番までについて審議いたします。理事長である私が議事に参与できませんので、退席をし、職務代理者から議長をお願いいたします。

(1番 石山 章君退席)

板垣職務代理

それでは、会長に代わりまして私のほうから議事を進行させていただきます。

議案番号41番から48番まで、ご意見、ご質問ある方、お願いします。ございませんか。

(発言する者なし)

板垣職務代理

ないようでありますので、41番から48番まで承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

異議なしと認め、41番から48番まで承認することに決定いたしました。

(1番 石山 章君着席)

板垣職務代理

石山会長、41番から48番まで承認することに決定いたしました。

石山会長

それでは、今ほど承認になった案件を除きまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第4号を承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定については承認することに決定いたしました。

議案としてその他について、皆様方から何か。

(発言する者なし)

石山会長

事務局は、議案として特にないですか。

(はいの声あり)

石山会長

それでは、以上をもちまして議題は終了し、休憩に入ります。

9番、阿部委員。

阿部正一委員

休憩はいいですけども、審議に時間がかかっていないので、休憩しないで開催してもらいたいのですが。

石山会長

皆様方はよろしいですか、継続して。

(はいの声あり)

石山会長

じゃ、継続してよろしいですね。

(はいの声あり)

石山会長

それでは、協議、連絡事項に入らせていただきます。

・協議、連絡事項ほか

時に午後2時30分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和6年1月24日

村上市農業委員会
会 長

同議事録署名委員
委 員

委 員